

令和7年 4 月 標準計画・施工方法(案)からの変更点

章節項目	旧	新
p1-7 1.6.1 指定給水装置 工事事業者制 度 2.指定の更 新【水道法第 25 条の3の 2】	3.水道事業者との関係 水道事業者は、指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている一方、指定給水装置工事事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないこと、水道事業者の要求があれば、水道事業者が行う給水装置の検査に主任技術者を立ち合わせたり、報告又は資料の提出をしなければならないこと等、水道事業者が水道法に基づいて行う監督に服さなければならないこととしている。	3.水道事業者との関係 水道事業者は、指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている一方、指定給水装置工事事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないこと、水道事業者の要求があれば、水道事業者が行う給水装置の検査に主任技術者を立ち合わせたり、報告又は資料の提出をしなければならないこと等、水道事業者が水道法に基づいて行う指導に服さなければならないこととしている。
p2-26～ p2-27 2.6.4 給水管布設 2. 埋戻し	—	図 2-10、図 2-11、図 2-12、図 2-13 について、補足説明のため下記文言の追記を行います。 山砂もしくは川砂 ※サドル分水栓上部から100 mm埋め戻すこと
p2-28 2.6.4 給水管布設 3. 道路上の 止水栓等の位 置	(1)上記とは別に道路を縦断する形で布設する給水管においては、公道部分水平距離にて管延長が10m以上の場合、配水管からの分岐の可能な限り近い位置に乙止水栓を設置すること。但し、道路管理者が別途指示する場合、それに従うこと。	(1)上記とは別に道路を縦横断する形で布設する給水管においては、公道部分水平距離にて管延長が10m以上の場合、配水管からの分岐の可能な限り近い位置に乙止水栓を設置すること。但し、道路管理者が別途指示する場合、それに従うこと。

凡例 青文字・・・削除箇所
赤文字・・・追記箇所

令和7年 4 月 標準計画・施工方法(案)からの変更点

章節項目	旧	新
p3-6 3.2.2 メーターの設置場所	水道メーターは、給水装置の所有者又は使用者の敷地内に設置し、その位置は給水管が敷地に進入した地点から2メートル以内の地点で、次に掲げる要件に適合する場所とすることを原則とする。 (1) 検針(点検)及び交換作業等が容易に行える場所であること。 (2) 水平に設置できる場所であること。 (3) 給水装置に設置する給水栓より低い位置にあること。 (4) 雨水、汚水等が流入するおそれがない場所であること。 (5) メーターが破損するおそれがない場所であること。 (6) その他維持管理に支障するおそれがない場所であること。	水道メーターは、給水装置の所有者又は使用者の敷地内に設置し、その位置は給水管が敷地に進入した地点から2メートル以内の地点で、次に掲げる要件に適合する場所とすることを原則とする。 (1) 検針(点検)及び交換作業等が容易に行える場所であること。 (2) 水平に設置できる場所であること。 (3) 給水装置に設置する給水栓より低い位置にあること。 (4) 雨水、汚水等が流入するおそれがない場所であること。 (5) メーターが破損するおそれがない場所であること。 (6) 直結給水でメーターを設ける場合は地中に設置すること。 (7) その他維持管理に支障するおそれがない場所であること
p3-7 3.2.3 2 口径 50mm 以上 かつ水道メーターがフランジ接続の場合	配管材は、口径 50mmはポリエチレン管若しくは水道配水用ポリエチレン管、50mmを超える場合はダクタイル鋳鉄管(GX 形)若しくは水道配水用ポリエチレン管とする。なお、上流側にソフトシール仕切弁、下流側に逆止弁を設置すること。但し、やむを得ず逆止弁を設置できない場合は、ソフトシール仕切弁でも可とする。詳細は上下水道お客様センターにて確認すること。	配管材は、口径 50mmはポリエチレン管若しくは水道配水用ポリエチレン管、50mmを超える場合はダクタイル鋳鉄管(GX 形)若しくは水道配水用ポリエチレン管とする。なお、上流側にソフトシール仕切弁、下流側に逆止弁を設置すること。但し、やむを得ず逆止弁を設置できない場合は、別途協議を行うこととする。詳細は上下水道お客様センターにて確認すること。

凡例 青文字・・・削除箇所
赤文字・・・追記箇所

令和7年 4 月 標準計画・施工方法(案)からの変更点

章節項目	旧	新
p4-3 4.2.1 給水装置の器具機材	その使用に当たっては、自己認証品、第三者認証品、日本産業規格品(JIS)、日本水道協会規格品(JWWA)等であることを、主任技術者が必ず確認し3年間保存すること。	その使用に当たっては、自己認証品、第三者認証品、日本産業規格品(JIS)、日本水道協会規格品(JWWA)等であることを、主任技術者が必ず確認し、 指定工事店にて 3年間保存すること。
p4-6 4.2.4 指定材料表 (2) 分岐材料の指定 バルブ付き割 T字管	・内面粉体塗装	・内面粉体塗装 ・ 耐震型の使用を原則とする ・ 耐震型の製品規格が無いもの(HPPE 用等)については別途協議とする
p4-7 4.2.4 指定材料表 (6) その他の指定 仕切弁鉄蓋類 (φ50mm～ φ200mm)	・ 鋳鉄製蓋とする。 ・蓋表面に小山市マーク・管口径・制水弁表示・ 閉める方向 を明示。 ・ 鉄蓋に引っ掛けられるプレートを添付。 (品名・呼び径・右回り開き・左回り閉じ・締切回転数・締切トルク)	・ 鋳鉄製蓋とする。 ・蓋表面に小山市マーク・管口径・制水弁表示を明示。
p4-7 4.2.4 指定材料表 (6) その他の指定 止水栓筐(φ 13mm～φ 25mm)	・ 樹脂製蓋については、色はブルーとする。 ・蓋表面に小山市章、 水道用 止水栓であることの表示があること。 ・ 土留筐は、L-300 のコンクリート製及びJIS及びJWWAの規格品等であるものを使用。	・ 鋳鉄製蓋の 表面には小山市章、止水栓であることの表示があること。

凡例 青文字・・・削除箇所
赤文字・・・追記箇所

令和7年 4 月 標準計画・施工方法(案)からの変更点

章節項目	旧	新
p4-7 4.2.4 指定材料表 (6) その他の指定 止水栓筐(φ 30mm～φ4 0mm)	・蓋表面に小山市章、水道用止水栓であることの表示があること。 ・土留筐は、L-300 のコンクリート製及びJIS及びJWWAの規格品等であるものを使用。	・鋳鉄製蓋の表面には小山市章、止水栓であることの表示があること。
p4-8 4.2.4 指定材料表 (6) その他の指定 メーター BOX	・蓋は着脱自在で、蓋表面に小山市章、水道用メーターBOX(量水器)であることの表示があることを原則とする。	・蓋は着脱自在で、蓋表面に小山市章、水道用メーターBOX(量水器)であることの表示があるものとする。
p5-4 5.4.2 埋め戻し	2. 管上 から10cm 以上山砂・川砂をもってサンドシールすること。	2. サドル分水栓上部 から10cm 以上山砂・川砂をもってサンドシールすること。
p5-14 5.9.1 断水の計画と準備	技術的に一時的に断水が生じる場合は、下記の対応を実施すること。 (1)断水区域を明確にし、断水範囲がわかる図面を事前に作成しておくこと。 (2)断水作業時間は、平日昼間13～17 時とすること。 (3)洗管方法を設定すること。流水方向を把握し、その下流側で洗管ができる箇所を設定すること。	技術的に一時的に断水が生じる場合は、断水の PR の他、下記の対応を実施すること。 (1)断水区域を明確にし、断水範囲がわかる図面を事前に作成しておくこと。 (2)断水作業時間は、平日昼間13～17 時とすること。 (3)洗管方法を設定すること。流水方向を把握し、その下流側で洗管ができる箇所を設定すること。
p5-14 5.9.3 仕切弁の操作	原則、給水装置工事において公道上の水道事業の仕切弁の操作は実施しないこと。	原則、給水装置工事において公道上の水道事業の仕切弁及び 止水栓 の操作は実施しないこと。

凡例 青文字・・・削除箇所

赤文字・・・追記箇所

令和7年 4 月 標準計画・施工方法(案)からの変更点

章節項目	旧	新
p7-2 7.2 受水槽方式の 選定	受水槽式給水は、配水管等の水圧が変動しても給水量、給水圧を一定に保持でき、断水時や災害時にも給水が確保できること等の効果もあり、また、配水管等への逆流を防止するための有効な手段であることから、需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、次のような場合には受水槽式とすることが必要である。	受水槽式給水は、配水管等の水圧が変動しても給水量、給水圧を一定に保持でき、断水時や災害時にも給水が確保できること等の効果もあり、また、配水管等への逆流を防止するための有効な手段であることから、需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、次のような場合には受水槽式とすることを原則とする。

凡例 青文字・・・削除箇所
赤文字・・・追記箇所